

事務連絡
令和2年1月25日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省
医政局総務課
健康局結核感染症課

新型コロナウイルスに関連した感染症に係る外国語対応をはじめとする
外国人患者への対応等に係る支援ツールの周知等について（協力依頼）

今般の新型コロナウイルスに関連した感染症については、現在中国武漢市を中心に確認されており、日本国内でも新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生が確認されていることから、武漢市に滞在歴があり、呼吸器症状を発症して医療機関を受診した患者については、新型コロナウイルスに関連する肺炎を念頭においた診療などを行って頂くこと等につき、関係機関に周知をお願いしているところです。

今後、新型コロナウイルスに関連した感染症の患者として外国人も想定されることから、下記の通り、外国語対応が可能な医療機関等について、御了知の上、管内医療機関への周知につきまして、御協力をお願いします。

また、同様の事務連絡を公益社団法人日本医師会宛てに発出しておりますことを申し添えます。

- （1）「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」及び「医療機能情報提供制度（医療情報ネット）」で中国語等への対応を掲載している医療機関に対する新型コロナウイルス感染症を念頭にした対応の周知の徹底について

医療機関における外国語での対応については、「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」及び「医療機能情報提供制度（医療情報ネット）」等において確認が可能となっています。

これらの医療機関には、中国武漢市をはじめとする新型コロナウイルスの発生地域への渡航歴のある方等、当該感染症に罹患した、もしくは、罹患の疑いのある方が来院する可能性が高まることも予想されるため、管下の右医療機関に、別添「新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について」（令和2年1月17日厚生労働省結核感染症課事務連絡）の内容を特に周知徹底していただきますようお願いいたします。なお、当該事

務連絡の別添3については、1月21日付けで改訂されておりますので、改訂後の「新型コロナウイルス感染症に対する対応と院内感染対策」を御参照願います。

(2) 外国語対応をはじめとする外国人患者への対応等に係る支援ツールの周知について

中国語対応が困難な医療機関においても、以下のようなツールがご利用いただけます。内の全ての医療機関に周知いただきますようお願いいたします。

(ア) 外国人向け多言語説明資料

診療申込書等受付時に必要な書類、診療科ごとの問診票、医療費請求書等会計時に必要な書類等が、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語でダウンロードできます。対応の状況に応じご活用ください。

(イ) 外国人患者の対応にかかる医療機関向けの相談窓口

厚生労働省では、都道府県による医療機関への支援を補完する観点から、休日及び夜間に、事前手続きがなくとも利用可能な電話通訳サービスの案内等を含め、各種対応をワンストップで相談できる相談窓口を開設しています。サービスの対象は、外国人患者の受診等があった医療機関関係者となります。なお、独自の相談窓口を開設している都道府県においては、相談への回答に際し、新型コロナウイルス感染症の流行に鑑みた助言等を行うように御願います。

<参考>

- 「新型コロナウイルス感染症に対する対応と院内感染対策」の掲載サイト
厚生労働省：<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-1.html>

- 「外国人患者を受け入れる医療機関の情報をまとめたリスト」の掲載サイト
厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html
日本政府観光局（JNTO）（英語・中国語・韓国語・日本語で閲覧可能）：
https://www.jnto.go.jp/emergency/mi_guide.html

- 「医療機能情報提供制度（医療情報ネット）の掲載サイト」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyo-useido/index.html

- 外国人向け多言語説明資料の掲載サイト
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/setsu-umei-ml.html

- 外国人患者の対応にかかる医療機関向けの相談窓口
国が設置する休日・夜間ワンストップ型相談窓口
平日 17時から翌9時まで
土日祝日 24時間
料金 無料（ただし、相談を受けて事業者等のサービスを利用した場合は除く）
電話番号 都道府県に別途提供済